

議案第 11 号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成 18 年渋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号に次のように加える。

カ 森林の保全及び林業に関する事項

第 2 条第 7 号ア中「農林水産業」を「農業及び水産業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（渋川市環境基本条例の一部改正）
- 2 渋川市環境基本条例（平成 18 年渋川市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。
第 30 条中「環境政策課」を「環境森林課」に改める。

理 由

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の分掌） 第2条 部等の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1）～（3）（略） （4） 市民環境部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項 イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 ウ 環境に関する事項 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。） オ 温暖化対策に関する事項 <u>カ 森林の保全及び林業に関する事項</u> （5）・（6）（略） （7） 産業観光部 ア <u>農業及び水産業</u>に関する事項 イ 土地改良に関する事項 ウ 商業及び工業に関する事項 エ 観光に関する事項 オ 労働に関する事項 （8）・（9）（略）</p>	<p>（事務の分掌） 第2条 部等の分掌する事務は、次のとおりとする。 （1）～（3）（略） （4） 市民環境部 ア 市民生活及び市民活動に関する事項 イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 ウ 環境に関する事項 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。） オ 温暖化対策に関する事項 （5）・（6）（略） （7） 産業観光部 ア <u>農林水産業</u>に関する事項 イ 土地改良に関する事項 ウ 商業及び工業に関する事項 エ 観光に関する事項 オ 労働に関する事項 （8）・（9）（略）</p>